

建設業における労働災害防止のために

～山梨県内における労働災害発生状況（平成28年）と労働災害防止対策～

厚生労働省 山梨労働局 労働基準部 健康安全課

県下各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業4日以上）」を基に、県内の建設業における平成28年の労働災害の発生状況と労働災害防止対策を取りまとめました。

建設業においては、平成28年に「山梨県建設業ゼロ宣言運動」を展開した結果、休業4日以上の災害は前年比25.9%の大幅な減少となりましたが、死亡災害は前年比2人増で全産業の半数を占める結果となりました。今後も各事業場において、積極的、継続的な労働災害防止に取り組んで下さい。

第1 山梨県内の労働災害発生状況

1 全産業及び建設業における労働災害発生状況

平成28年の県内における全産業の死傷者数（休業4日以上）は、前年比で11人（1.5%）減少して744人となりました。全産業死傷者数については、昭和35年の3,856人をピークに減少を続け、平成21年には688人まで減少し、その後、いったんは増加傾向に転じたものの、平成27年以降は2年続けて減少しています。

建設業での死傷者数は、平成21年に初めて100人を下回ったものの、24年以降4年連続で増加してしまいましたが、平成28年は前年比で36人（25.9%）減少して103人となりました。

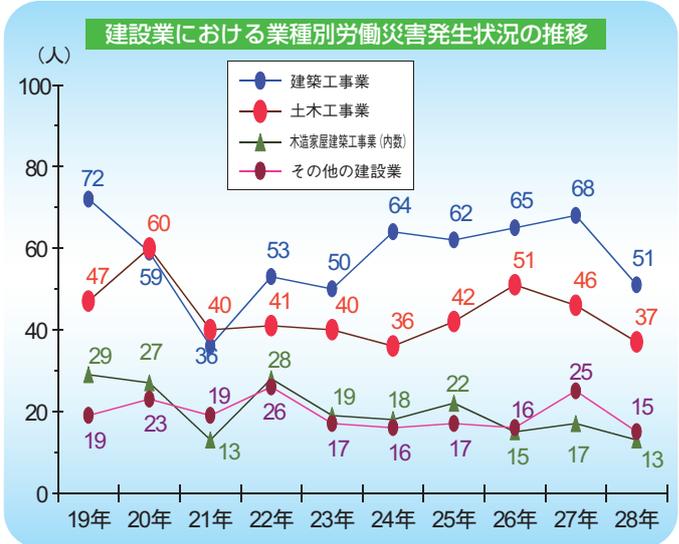
一方、全産業の死亡者数は、昭和41年の59人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向で、ここ10年間は10人前後で推移し、平成28年は10人と前年比で2人減少となり、建設業での死亡者数は一桁台で推移しておりますが、平成28年は5人と前年比で2人増加となり、依然として墜落転落災害、建設機械等による災害は後を絶たず、基本的な災害防止対策が課題となっています。



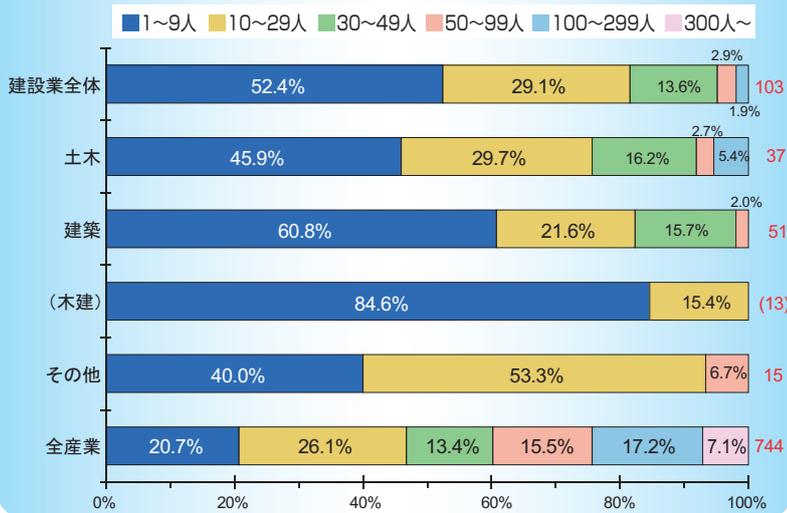
2 建設業における業種別労働災害発生状況

平成28年の建設業における休業4日以上の死傷者数を業種別（中分類）にみると、「土木工事業」が37人（35.9%）、「建築工事業」が51人（49.5%）（うち「木造家屋建築工事業」が13人（12.6%））、「その他の建設業」が15人（14.5%）となっています。

前年と比較すると、「土木工事業」9人、「建築工事業」17人、「その他の建設業」10人と、それぞれの業種で減少し、36人（25.9%）の大幅な減少につながったものです。



規模別労働災害発生状況（平成28年）



3 規模別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害発生状況を事業場の規模別にみると、労働者30人未満の事業場が約80%を占めています。特に労働者1~9人の事業場が52.4%と最も多くを占め、業種別で見ると、建築業が約6割、土木業が約5割を占めています。

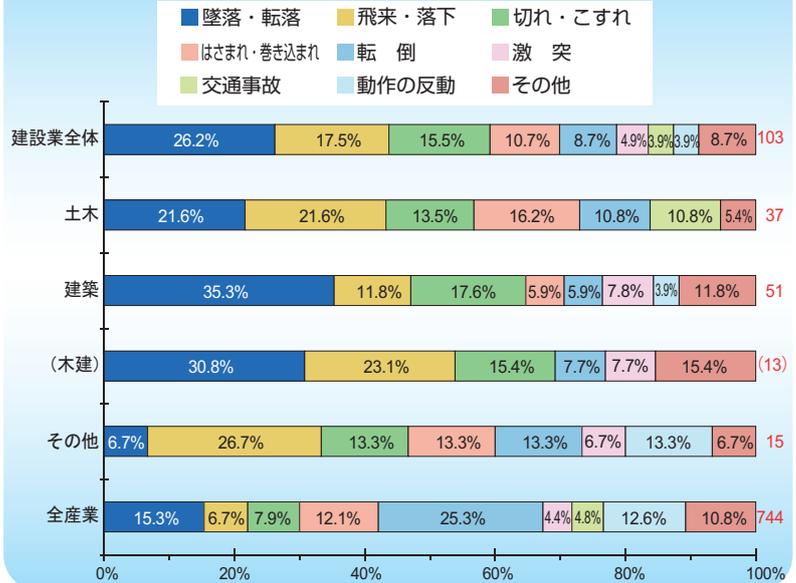
全産業と比較すると、建設業では10人未満の小規模事業場における労働災害の割合が2.5倍以上となっています。

4 事故の型別労働災害発生状況

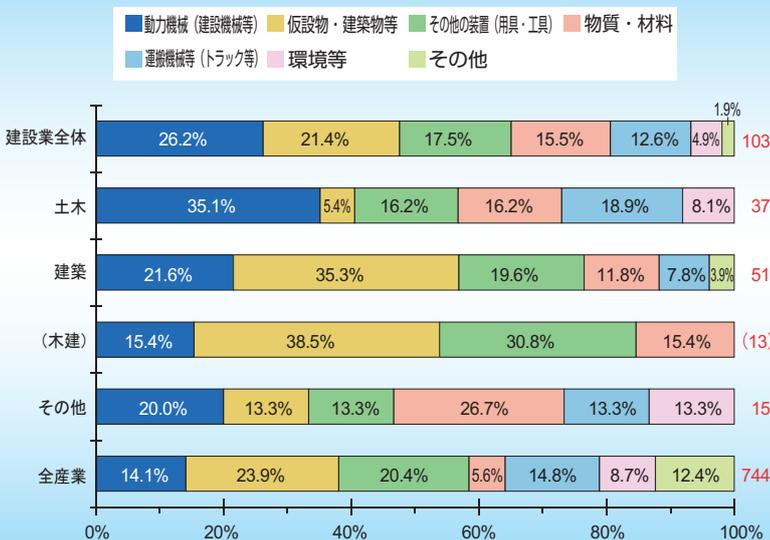
建設業全体における労働災害を事故の型別にみると、高所からの「墜落・転落」の割合が最も大きく26.2%、次いで、「飛来落下」17.5%、「切れ・こすれ」15.5%、「はさまれ・巻き込まれ」10.7%、「転倒」8.7%等の順となっており、平成28年は墜落による災害が前年の45人から27人と4割ほど減少しました。

なお、建設業における死亡災害は、前年の3人から5人と増加しており、墜落災害、交通災害等、従来型の重篤災害が後を絶たない状況となっています。

事故の型別労働災害発生状況（平成28年）



起因物別労働災害発生状況（平成28年）

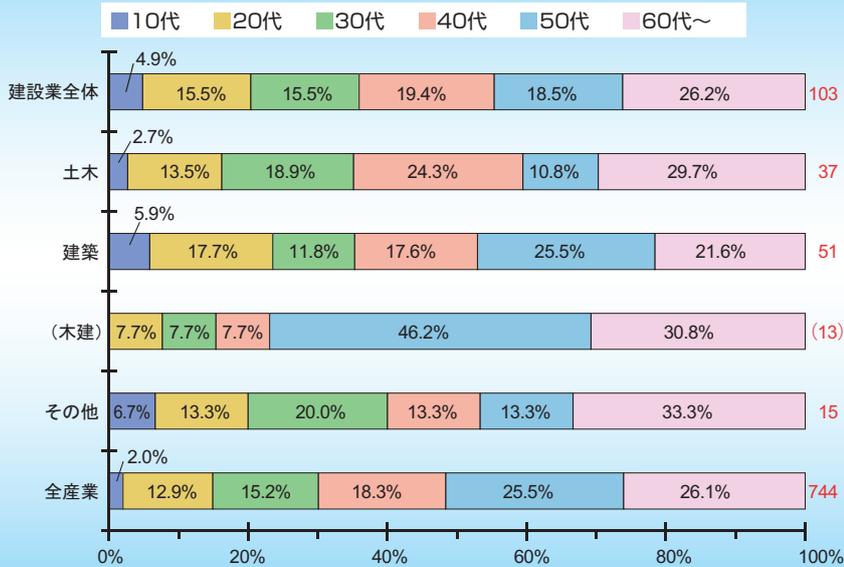


5 起因物別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を起因物（災害をもたらすもととなった物または環境）別にみると、墜落災害が減少したことから、「動力機械」が26.2%と「仮設物・建築物等」の21.4%を上回り最も多く、次いで、「その他の装置・工具等」17.5%、「物質・材料」15.5%、「運搬機械等」12.6%の順となっています。

業種別（中分類等）にみると、土木工事業では重機等の「動力機械」（35.1%）、建築工事業では足場等の「仮設物・建築物等」35.3%、その他の建設業では使用する「物質・材料」26.7%の割合が最も多くなっています。

年齢別労働災害発生状況（平成28年）



6 年齢別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を年齢別にみると、60代以上が最も多く26.2%、次いで、40代19.4%、50代18.5%、30代15.5%、20代15.5%、10代4.9%の順で、50歳以上の占める割合は約半数の44.7%となっています。また、20代以下の災害は前年に比べ約5%増加しています。

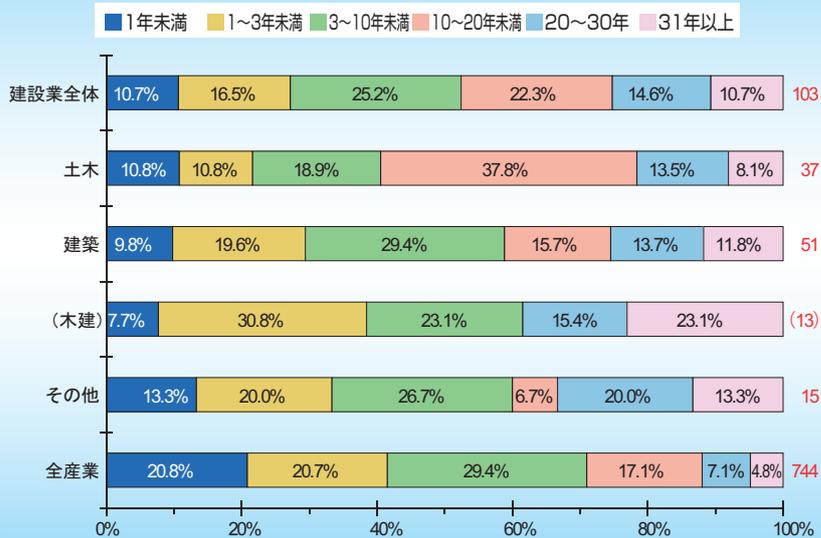
業種別（中分類）にみると、土木、木造建築、その他の工事業において、60代以上が約3割を占め、高齢者による災害は増加傾向にあります。

7 経験年数別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を経験年数別にみると、3~10年未満の割合が最も多く25.2%、次いで、10~20年未満、1~3年未満、20~30年、1年未満及び31年以上の順となっており、3年未満の経験の浅い割合は27.2%と3割近くを占めています。

業種別（中分類）にみると、土木工事業では、経験年数10~20年未満の中堅層が約4割を占める一方、建築工事業では経験の浅い3年未満の割合が、約3割になっています。

経験年数別労働災害発生状況（平成28年）



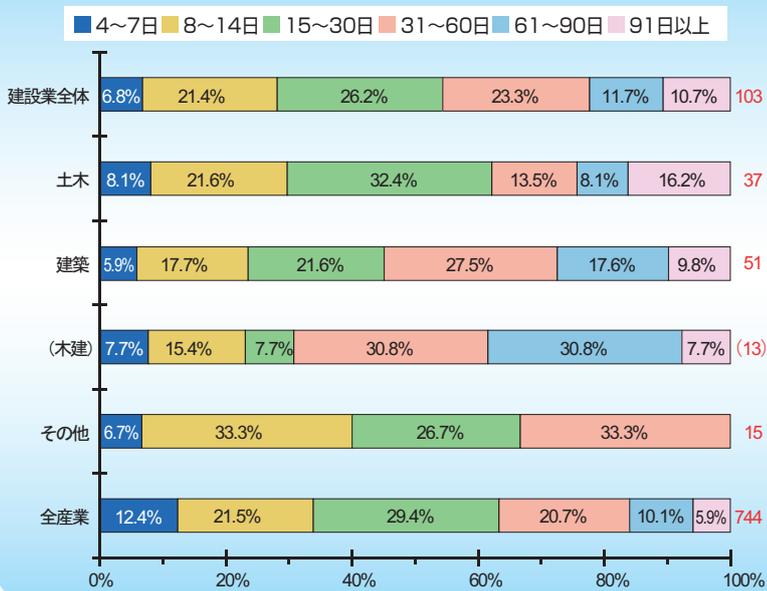
8 休業見込日数別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を休業見込日数別にみると、15~30日が最も多く26.2%、次いで31~60日23.3%、8~14日21.4%、61~90日11.7%、91日以上10.7%、4~7日6.8%の順となっています。

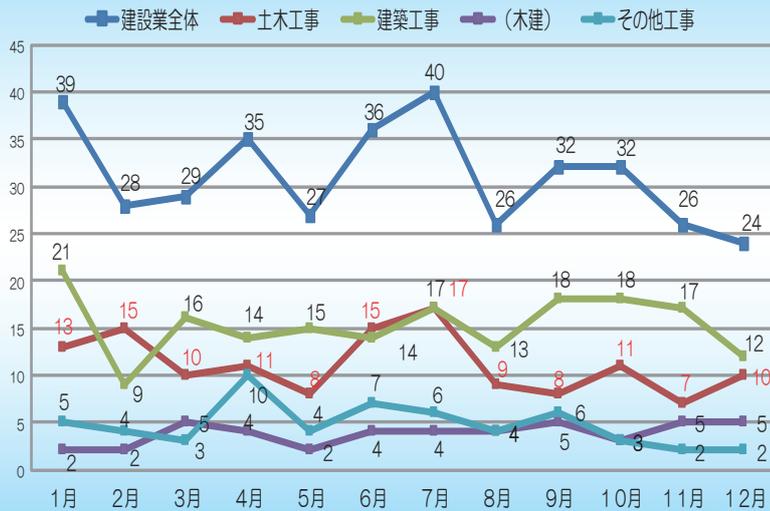
建設業では休業見込日数が1か月以上となるの割合が半数近い45.6%を占め、全産業の36.7%と比較すると、建設業における労働災害の重篤さがうかがえます。

特に土木工事においては91日（3ヶ月）を超える災害が前年の8.7%から16.2%と倍増しています。

休業見込日数別労働災害発生状況（平成28年）



月別労働災害発生状況（平成26～28年）



9 月別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を発生月別にみると、7月が最も多く、次いで寒さの厳しい1月、年度初めの4月及び6月に多く発生しています。

業種別（中分類）にみると、土木工事では6、7月の夏季に、建築工事では1月に多く発生する傾向にあります。

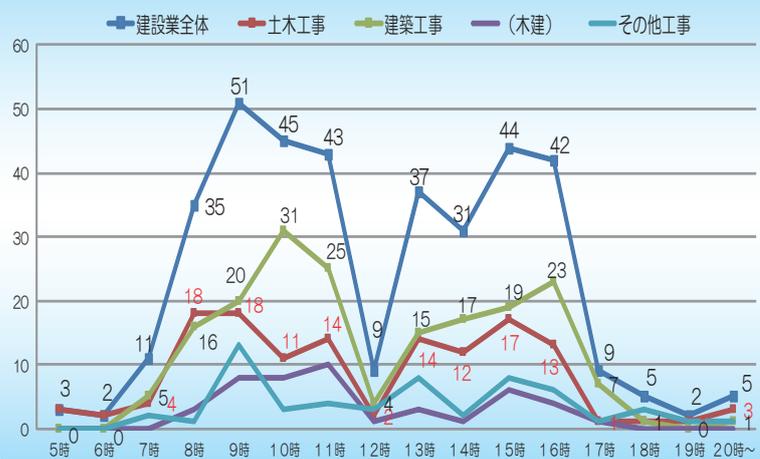
ここ3か年の状況を見ると、全国安全週間期間中の6～7月で、建設業全体の2割以上を占めており、残念な結果となっています。

10 時刻別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を発生時刻別にみると、9時台が最も多く、午前9時～10時と午後3時～4時に多く発生しています。

業種別（中分類）にみると、各業種ともほぼ上記時間帯に発生しており、建設工事においては、この時間帯における作業管理が重要であると思われます。

時刻別労働災害発生状況（平成26～28年）



11 建設業における死亡災害事例（平成28年）

① H28.1.8 その他の建築工事業 男 50歳 補助員

店舗解体工事において、ベランダ上で廃材等の清掃を行っていた被災者が、既に梁を外した箇所のコンクリートスラブに乗った際、スラブが長さ約7.2m、幅93cmにわたって崩落し、スラブとともに約3mの高さから墜落した。

② H28.2.3 その他の土木工事業 男 75歳 補助員

積載荷重4トンのダンプトラックを運転し、緩やかな下り坂の林道を走行中、左側法面に衝突後、右側の林道路肩からダンプトラックごと斜面を約60m転落した。

③ H28.2.16 トンネル建設工事業 男 41歳 坑内夫

トンネル工事において、覆工コンクリートの打設に先立ち、コンクリート圧送配管に先送りモルタルを送ったところ、配管が閉塞したため、閉塞を解消後、コンクリート打設を開始したところ、何らかの原因により配管からコンクリートが飛び出し顔面に当たった。

④ H28.8.19 道路建設工事業 男 64歳 重機オペレーター

林道の修繕工事のため、クレーン仕様のドラグ・ショベルでコンクリートバケットを吊り上げ林道谷側に向けて旋回を行ったところ、ドラグ・ショベルが傾き林道下に転落。運転席から投げ出された被災者がドラグ・ショベルのバケットとコンクリートバケットとの間にはさまれたもの。

⑤ H28.1.2.5 木造家屋建築工事業 男 56歳 大工

傾斜地に置かれた鉄製ラック内に立て掛けた外壁パネルを搬出するため、外壁パネル上端に移動式クレーンの吊りクランプを掛けようと、被災者が外壁パネルの開口部分に足を掛けて乗上げたところ、重心が偏ったことにより鉄製ラックが横転し、鉄製ラック枠と外壁パネルに頭部を挟まれたもの。



第2 労働災害防止のために

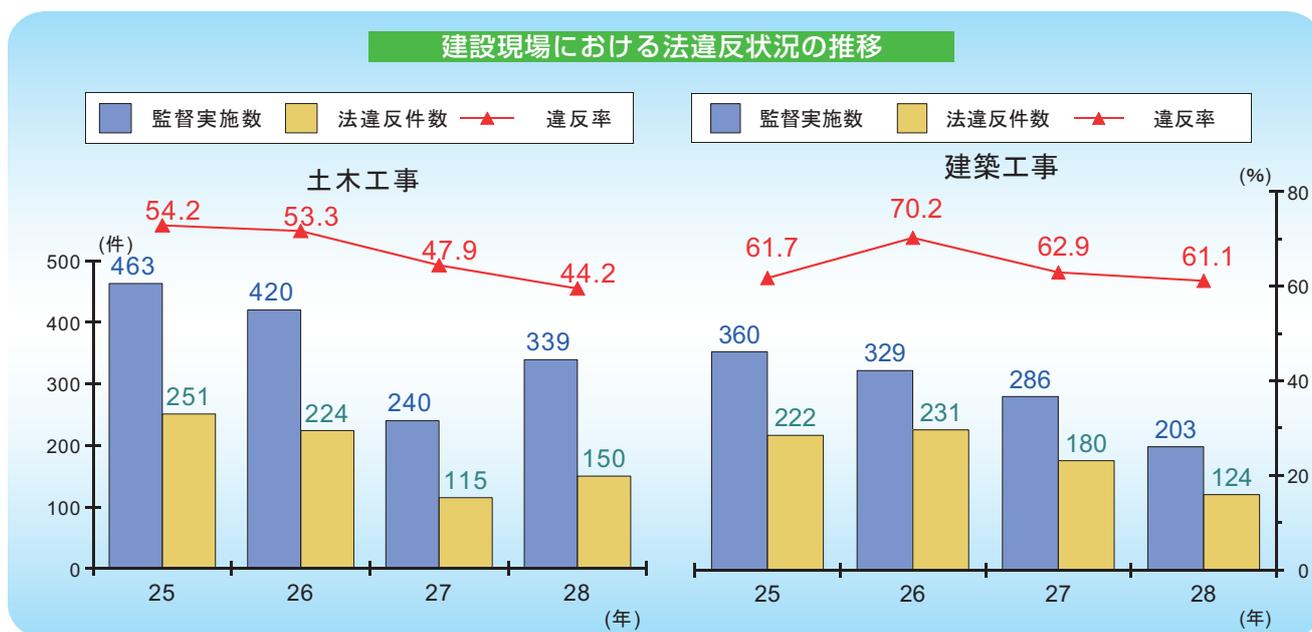
1 県内の建設現場における法違反状況

平成28年に県下各労働基準監督署で実施した建設現場の臨検監督指導における法違反率をみると、土木工事においては44.2%、建築工事においては61.1%となっており、依然として高い違反率となっています。

法違反の内容をみると、土木工事業においては、車両系建設機械関係（運転位置から離れる場合の措置、用途外使用、接触・転倒防止措置、特定自主検査等）、墜落防止措置（物品揚卸口、足場、作業床）及び設備関係（安全通路、昇降設備）等に係る法違反が多く認められました。

一方、建築工事業においては、安全通路、墜落防止措置（足場、作業床、物品揚卸口等）、木材加工用機械、車両系建設機械についての措置等に係る法違反が多く認められました。

また、元請による下請に対する指導に係る法違反が、土木工事業および建築工事業に共通して多く認められ、災害防止に向け、元請による現場全体の確実な安全管理が求められています。



2 建設業における主な安全衛生対策の推進事項

※平成29年3月に厚生労働省労働基準部より建設関係団体等対して協力要請した推進事項の抜粋

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

- ・足場の組立て作業主任者の選任職務の徹底
- ・手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全带普及促進
- ・はしご等からの墜落・転落栽培防止の徹底

(2) 職長等関係者への安全衛生教育対策

- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の実施（安全衛生教育機関予定）
- ・就業制限に係る資格者、各種作業主任者等の確保及び職務遂行の徹底

(3) 転倒災害防止対策（「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」）

- ・現場内の「4S」、転倒しにくい作業方法の周知、転倒危険箇所への注意喚起表示の徹底等

(4) 交通労働災害防止対策等

- ・交通労働災害防止のためのガイドラインの徹底（管理者の選任、適正な走行計画の作成等）
- ・現場等における荷役作業中の災害防止（荷主と運送事業者との安全作業確認の徹底）

(5) 熱中症対策（「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」）

- ・作業場所におけるWBGT値の把握及び低減措置対策、健康管理の実施

(6) 各種ガイドライン等に基づく適正な工事の推進

- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」

(H28.12.26基安安発1226第1号)

- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(H27.6.29基安安発0629第1号)

「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則が改正されました

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)
しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)
(安衛則第539条の2より)

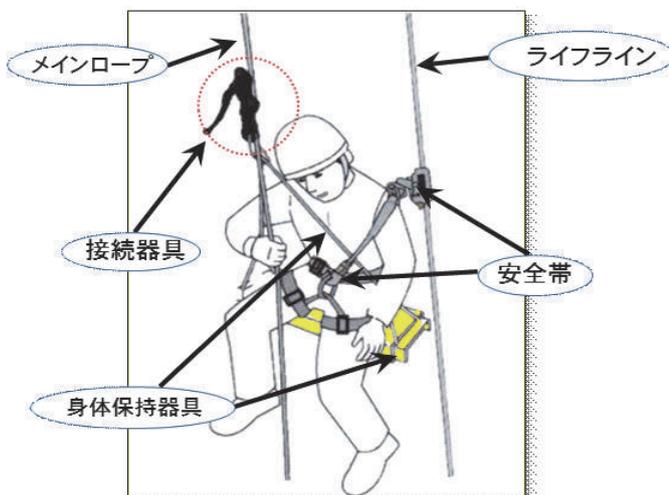
- ※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における危険の防止のための規定

1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全带を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例

2 メインロープ等の強度等	安衛則第539条の3
3 調査及び記録	安衛則第539条の4
4 作業計画	安衛則第539条の5
5 作業指揮者	安衛則第539条の6
6 安全帯・保護帽	安衛則第539条の7・安衛則第539条の8
7 作業開始前点検	安衛則第539条の9

特別教育を必要とする業務の追加 (平成28年7月1日施行)

特別教育 安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

教育科目

	教育科目	内 容	時 間
学科教育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1 時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1 時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1 時間
実技教育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全帯と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯と保護帽の取り扱い	2 時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間

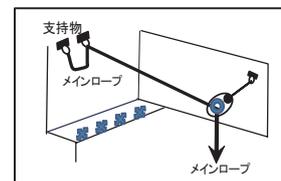
- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

経過措置

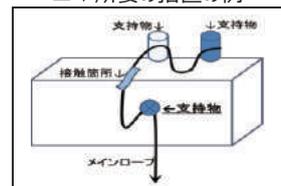
安衛則 附則

ロープ高所作業のうち、ビルクリーニングの業務に係る作業やのり面保護工事に係る作業以外の作業(橋梁、ダム、風力発電などの調査、点検、検査等を行う作業など)については、①及び②の措置を講じた場合に限り、当分の間、1の「ライフラインの設置」の規定は適用しないこととしています。

- ①メインロープを異なる2つ以上の強固な支持物に緊結すること
- ②メインロープが切断するおそれのある箇所との接触を避けるための措置を講じること。(デビエーション) それが困難な場合は①の他に当該箇所の下方向にある強固な支持物にメインロープを再緊結すること。(リビレイ)



▲▼所要の措置の例



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

ロープ高所作業についての規定が新設され、平成27年8月5日に公布されました。(安衛則等)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

ロープ高所作業 改正 厚生労働省 **検索**



STOP! 転倒災害

プロジェクト



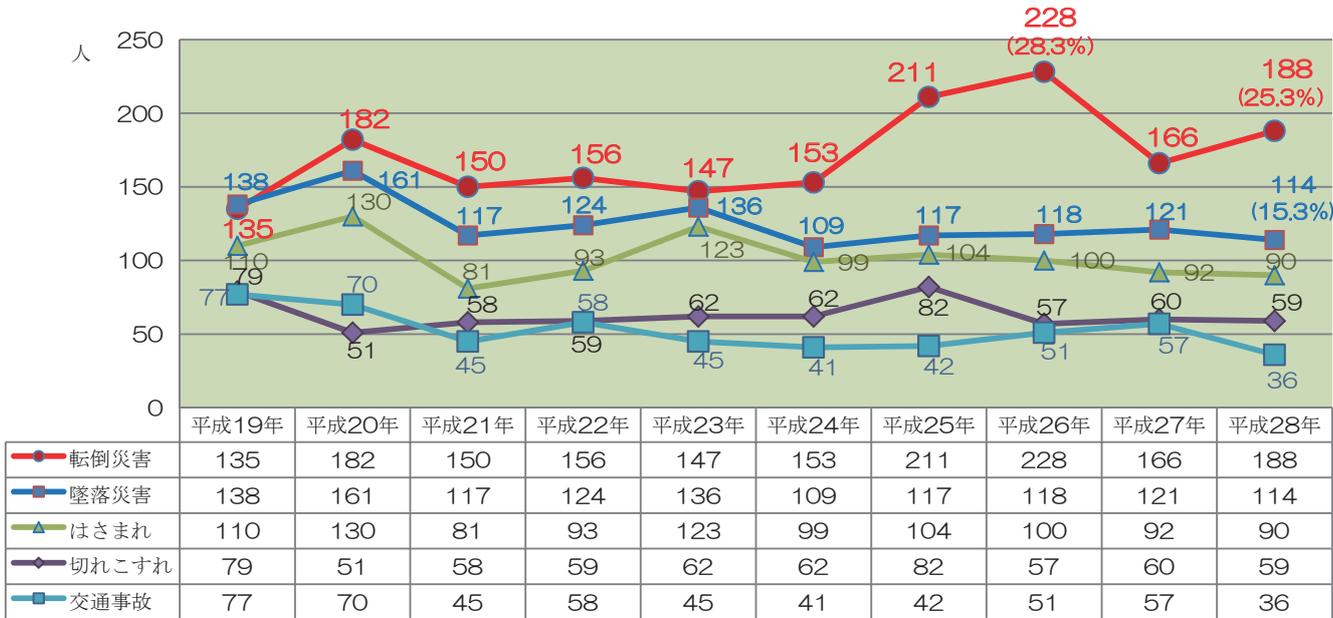
山梨労働局では、「STOP! 転倒災害プロジェクト」に取り組んでいます!

山梨県内の休業4日以上死傷者数は、平成20年以降、「転倒災害」がトップを占める状況が続いており、平成26年には、全災害中で占める割合が28.3%と過去最高となりました。

平成27年1月から、「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」に取り組んだこと等により、平成27年の全死傷者数755人のうち、転倒災害によるものが166人(22.0%)と減少したものの、平成28年には188人(25.3%)と再度増加に転じてしまいました。

全国的にも、全死傷災害の中で「転倒災害」が23%と最も件数が多いことから、各事業場においては、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間(2月、6月)には、裏面のチェックリストを活用した総点検を行い、職場環境の改善を図ってください。

山梨県内の主な事故の型の発生割合の推移(平成19年~28年)



▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <p>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</p>

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。
どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合みましょう！

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP！転倒災害プロジェクト」

交通労働災害を防止しましょう！

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

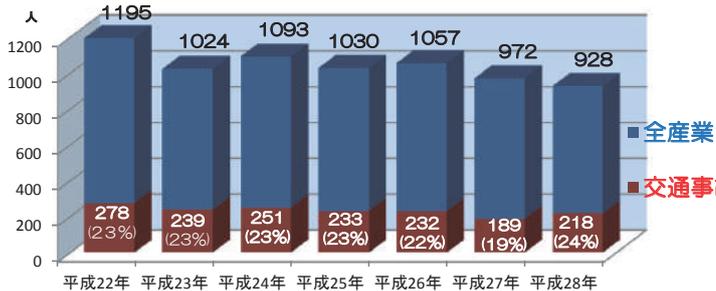
山梨労働局

全国の交通労働災害は、全産業の死亡労働災害の2割以上を占め、近年は200人前後の方が業務中に交通事故で亡くなっており、休業4日以上死傷者数は毎年8,000人を超えている状況です。

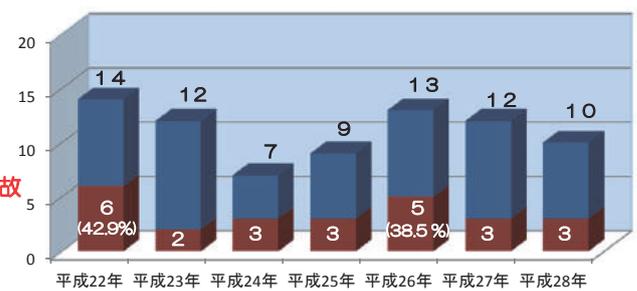
山梨県内の発生状況は、死亡者が全死亡労働災害の2~4割を占め、建設業においても平成26年以降3人が亡くなっています。また、休業4日以上死傷者は、近年4~50人で推移し、全労働災害の約1割を占めています。

交通労働災害は、トラック輸送やタクシー、バス等の運輸関係業種だけでなく、自動車等を運転する業務のある全ての業種で関係することから、交通労働災害の撲滅に向け、裏面の「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組を労使一体となって推進しましょう。

全国の交通労働災害による死亡者



山梨の交通労働災害による死亡者



山梨県内における最近の交通労働災害による死亡災害一覧

発生年月日 発生地	年齢 性別	業種 職種	事故の型 起因物	災害の概要
1 H26 7.18 大月市	56 男	建設業 (鉄道工事) 軌道工	交通事故 移動式 クレーン	鉄道駅構内における夜間での軌道修繕作業終了後、被災者は積載形トラッククレーン車を運転し会社事務所に向かっていったところ、対向車線のフェンスを突き破り、約6メートル下の道路に転落した。 
2 H26 9. 8 甲州市	58 男	建設業 (道路工事) 現場代理人 補助	交通事故 乗用車	現場状況確認のために軽ワゴン車で現場に向かった被災者が、現場に向かう林道(周辺は上り坂で斜度11度)の側溝へ脱輪し停車しているワゴン車の下敷きになった状態で発見された。 
3 H26 11.29 富士吉田市	75 男	商業 (新聞販売業) 配達員	交通事故 乗用車	軽ワゴン車に乗って新聞を配達中、走行していた道路のカーブを曲がり切れず、対向斜線を越えてガードレールに衝突した。 
4 H26 12. 9 栃木県 那須塩原市	71 男	運輸交通業 (一般貨物運送 業) 運転手	交通事故 トラック	栃木県那須塩原市内の国道の交差点で、被災者の運転するトラックが赤信号で停止中の大型トレーラーに追突した。 
5 H26 12.21 昭和町	45 男	その他の事業 (イベント業) 現場設営	交通事故 乗用車	納品先に機材を納品するため、社用車の助手席に同乗して納品保管場所に向かっていったところ、凍結していた橋上で社用車がスリップして対向車線にはみ出し、4トントラックと衝突した。 
6 H27 1.24 中央市	47 男	商業 (新聞販売業) 配達員	交通事故 乗用車、バス、 バイク	新聞配達のため、被災者が原動機付き自転車で走行中、交差点において、別の新聞販売店に勤務する新聞配達員が運転する原動機付き自転車と出会い頭に衝突した。 
7 H27 6. 8 長野県 塩尻市	57 男	運輸交通業 (一般貨物運送 業) 運転手	交通事故 トラック	被災者が運転する中型トラックが高速道路のパーキングエリアから本線に進入したところ、本線を走行してきた大型トラックに後方から追突され、被災者は車外に投げ出された。 
8 H27 8.10 長野県 安曇野市	21 男	教育・研究業 営業	交通事故 トラック	出張先から事業場に戻るため、同僚が運転する乗用車に同乗し高速道路を走行中、道路上の落下物を避けようと追越車線から走行車線に急な車線変更をしたところ、車が横転した。 
9 H28 1. 4 甲府市	67 男	その他の事業 (その他) 運転手	交通事故 乗用車	運転代行業の労働者である被災者が会社の軽自動車を運転し、片側2車線の直線道路を走行していたところ、対向車線を走行中の普通乗用車が反対車線に飛び出して来たため、正面衝突し車外に投げ出された。 
10 H28 2. 3 南部町	75 男	建設業 (その他の 土木事業) 補助員	交通事故 トラック	積載荷重4トンのダンプトラックを運転し、緩やかな下り坂の林道を走行中、左側法面に衝突後、右側の林道路肩からダンプトラックごと斜面を約60m転落した。 

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の概要

1 交通労働災害防止のための管理体制等

○交通労働災害防止のための管理体制の整備

安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に係る管理者を選任し、管理者を選任した時は、役割、責任、権限を明確にし、管理者に対して十分な教育を行いましょ。

○経営トップが安全衛生方針の表明、目標の設定

経営トップ（事業主等）が安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょ。目標達成に向けて労働時間管理や教育等の安全衛生計画を作成し、実施一評価一改善を行いましょ。

○安全委員会などにおける調査・審議

安全委員会などで交通労働災害防止について調査・審議を行い、朝礼などで労働者全員に周知しましょ。

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

○適正な労働時間の管理、走行管理

疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を遵守し、適正な走行計画によって運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を行いましょ。高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょ。

※詳しくは国土交通省ホームページを参照。 <http://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>

○走行計画の作成と運転者への適切な指示

走行開始・終了地点、運転時間と休憩時間、荷役作業内容等の計画を作成し、運転者に適切な指示を！
また、運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握しましょ。

○乗務開始前の点呼の実施とその報告への対応

睡眠不足や体調不良などで安全な運転ができないおそれがないか、点呼によって報告を求め、結果を記録しましょ。
問題が認められる場合は、運転業務に就かせないなど必要な対策を講じましょ。

○荷役作業を行わせる場合の対応

荷役作業を行わせる時は、事前に運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょ。

3 安全衛生教育の実施

○雇入れ時、日常の教育を自動車運転者に対して行いましょ。

○交通危険予知訓練（交通KYT）を行いましょ。

○マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある労働者を選任しましょ。

4 労働災害防止に対する意識の高揚

○ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会を開催しましょ。

○交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょ。



5 荷主・元請事業者による配慮

○荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょ。

6 運転者の健康管理

○運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導を行いましょ。

○長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導の実施と、労働時間短縮等の対応を！

○ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょ。

7 その他

○異常気象や天災の場合、安全確保のため走行中止や一時待機など、必要な指示を確実に行いましょ。

○事業者は走行前に必要な点検を行い、異常があった場合は直ちに補修などの措置を執りましょ。

○自動車に必要な安全装置を整備しましょ。

※「交通労働災害防止のためのガイドライン」の詳細については、こちらで検索してください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

熱中症を予防しましょう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

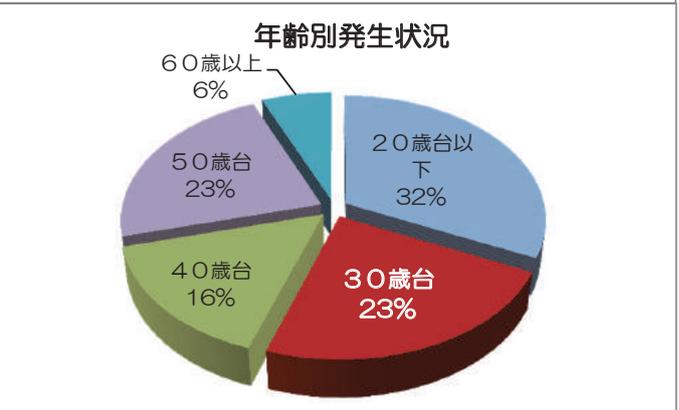
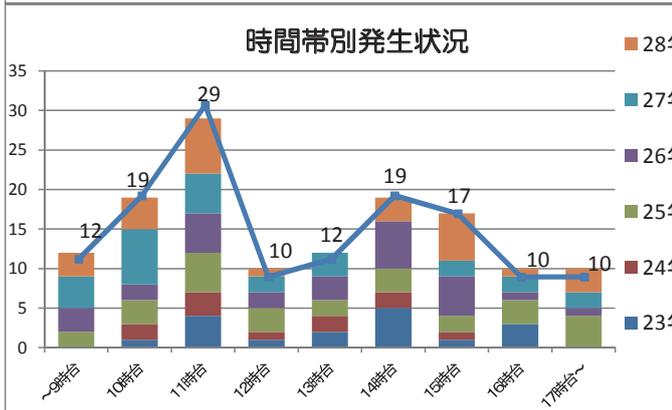
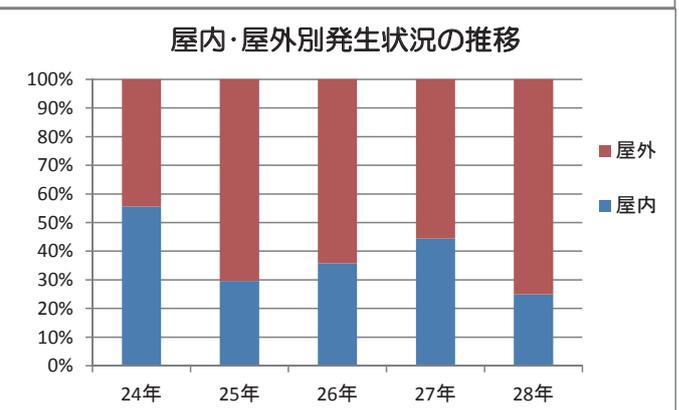
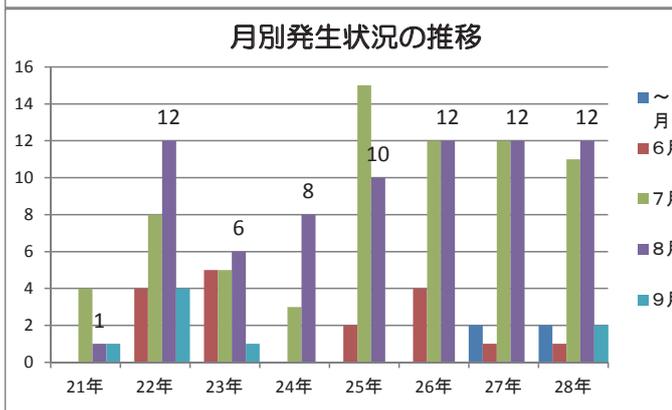
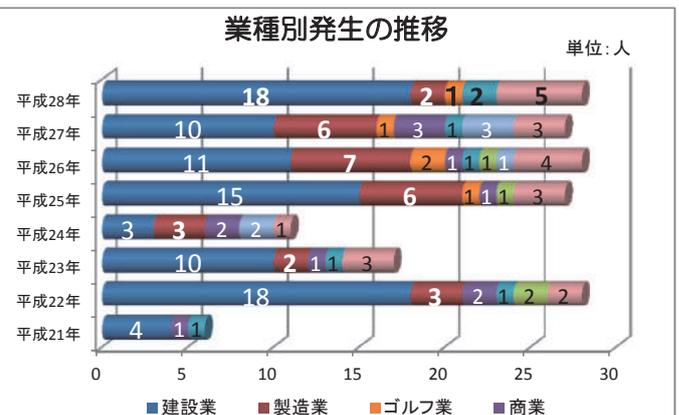
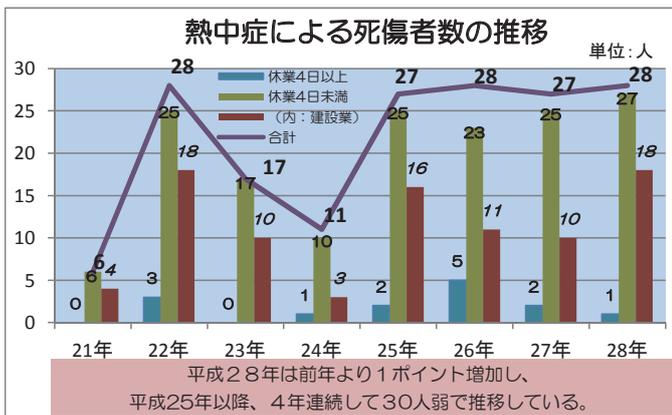
暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！ 山梨労働局

山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、平成28年は28名（休業4日未満27名、4日以上1名）と前年の27名（休業4日未満25名、4日以上2名）を上回り、製造業では減少したものの、建設業が大幅に増加しました。

直近では4年連続して30件弱と、記録的猛暑であった平成22年の28件に迫る発生状況となっており、屋外作業において多く発生していますが、製造業、旅館業等の屋内作業でも約2割発生しています。

暑さが本格化する前からの熱中症対策を徹底しましょう。

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。



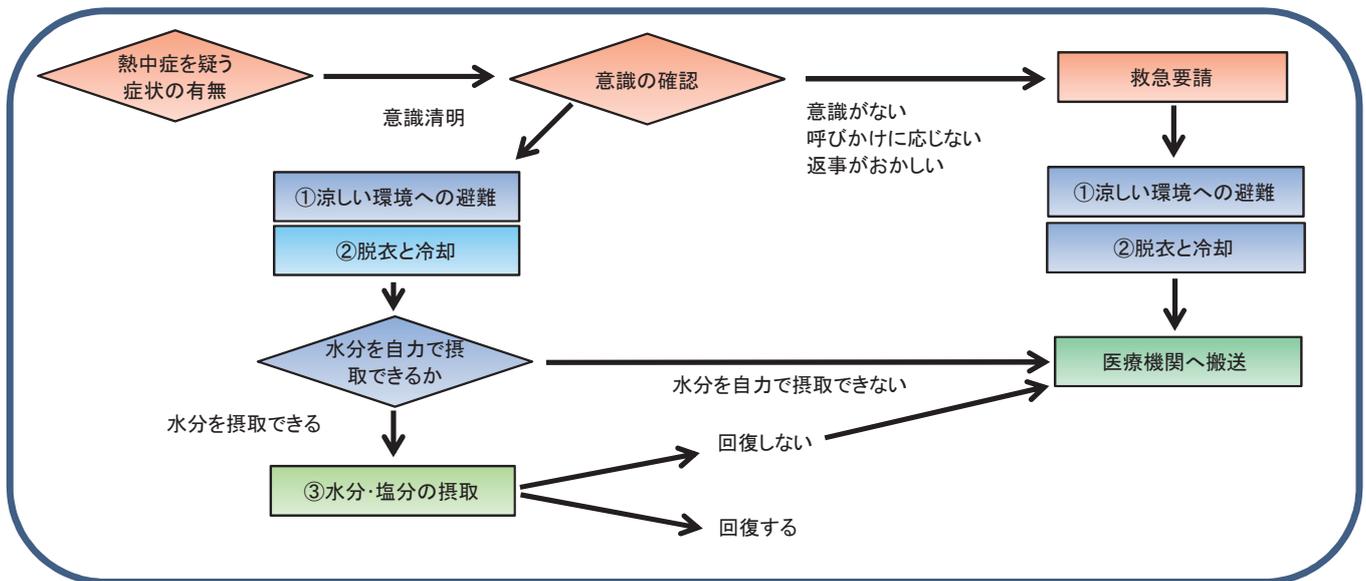
「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症の予防のためにWBGT値を活用したり、労働衛生教育によって、労働者のための熱中症予防対策を行いましょう。

熱中症の症状と分類

分類	I度	II度	III度
症状	めまい・失神、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・ 嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・ 手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

熱中症発生時の応急処置



現場で作業を進めるに当たっては、下記の事項にご留意ください

WBGT値（暑さ指数）の活用

- WBGT測定器については、JIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したものを使用すること（精度確保）

休憩場所の整備等

- 作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

作業管理関係

- WBGT基準値を大幅に超える場合は、原則作業を行わせないこと。
- 作業を行わせる場合には、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定するとともに、作業中は労働者状況を頻繁に確認すること。
- 当該労働者の熱への順化の有無を確認すること。
- 水分及び塩分の摂取について、労働者に呼びかけることに加え、摂取状況を確認すること。
- また、労働者が便所に行きやすい職場環境の形成に努めること。

健康管理

- 労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認すること。
- 高温多湿作業場所で作業を行わせた場合には、作業終了時に当該労働者の体温測定ほか必要に応じ体温低下の措置を講じること。
- 作業終了時の体温が平熱より相当程度高かった場合には、病院等に搬送することが望ましいこと。
- あらかじめ、緊急時に直ちに熱中症に対応できる近隣の病院、診療所の情報を把握しておくこと。
- 救急措置が円滑に実施されるよう、あらかじめ、救急措置の手順を作成し、関係者に周知すること。

ご不明な点などがございましたら、山梨労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

山梨労働局労働基準部健康安全課 TEL 055-225-2855

甲府労働基準監督署 TEL 055-224-5611

都留労働基準監督署 TEL 0554-43-2195

諏訪労働基準監督署 TEL 0556-22-3181

山梨労働局ホームページ <http://www.yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成29年度「山梨県建設業ゼロ災宣言運動」実施要綱

I 趣旨

山梨県内の建設業における死傷災害は、平成24年以降4年連続で増加し、平成27年までの増加率は30%（139人）に達した。この間の死傷災害の増加を受け、平成28年に「山梨県建設業ゼロ災宣言運動」を新たに展開したところ、死傷災害は100人（1月末速報値）と前年同期に比べ23.7%の大幅な減少となった。

しかしながら、死亡災害は平成27年の3人から5人へと増加した。死亡災害を撲滅し、更には「山梨第12次労働災害防止計画」の最終年の目標値である死傷災害98人以下を達成するためには、より一層の積極的な取組が求められる。

また、発注者である山梨県においては、29,30年度の入札参加資格審査の主観評価項目に本宣言への取組を加えたところであり、発注者からの期待もの大きい。

これらの状況を踏まえ、平成29年度において、更なる死傷災害の削減を達成するために、以下のとおり、平成29年度「山梨県建設業ゼロ災宣言運動」に取り組み、建設業における労働災害の防止を図っていくものとする。

II 主唱

建設業労働災害防止協会山梨県支部
山梨労働局、甲府・都留・躰沢労働基準監督署

III 協力

（一般社団法人）山梨県建設業協会
（一般社団法人）山梨県建設産業団体連合会業協会

IV 実施事項

1 ゼロ災宣言

各現場・企業において、平成30年3月末日までのゼロ災害を達成すべく、各社とも代表者によるゼロ災宣言を行い、社内及び現場において広く周知するとともに安全衛生管理活動を更に強化する。

2 ゼロ災宣言期間内における重点取組事項

(1) 行政における実施事項

- ア ゼロ災宣言運動の周知・広報
- イ 現場に対する監督指導等の強化
- ウ 建災防各分会の取組に対する協力

(2) 建災防山梨県支部・分会における実施事項

- ア 各分会・会員に対する周知・啓発（組織としての宣言を含む。）
- イ 各分会・会員の安全活動に対する指導
- ウ ゼロ災宣言取組の外部への周知・広報（支部）
- エ ゼロ災宣言実施企業の集約及びHPでの取組公表（公表に当たっては、企業の取組強化事項3項目も掲載する。）（支部）
- オ 定期的なパトロールの実施

(3) 企業における実施事項

ア 店社における取組事項

- (ア) ゼロ災宣言の店社事務所内掲示及び現場掲示板への掲示の徹底
- (イ) 経営首脳陣による定期的な現場パトロールの実施
- (ウ) 現場代理人、管理者等に対する安全管理研修(講習)の実施
- (エ) 現場での安全管理活動への積極的支援

イ 現場における取組事項

(ア) 元請事業者による統括管理の徹底

- ①本社「ゼロ災宣言」の掲示
- ②現場ごとの「ゼロ災宣言」及び掲示
- ③作業間の連絡及び調整
- ④作業場所の巡視及び改善等
- ⑤持込機械等の把握、点検・補修
- ⑥新規入場者教育の実施
- ⑦現場における4S活動の徹底
- ⑧不安全行動を「しない」、「させない」、「(指導において)妥協しない」の徹底

(イ) 墜落・転落災害等具体的な労働災害防止対策の徹底

- ①墜落・転落災害の防止関係
足場の墜落防止、脚立作業の安全化、仮設通路の安全
- ②丸のこ等機械工具災害の防止
機械の点検、安全装置の補修等
- ③重機等災害関係
機械の点検、無資格就業の厳禁、接触防止、転倒等防止措置等
- ④転倒災害
4Sの徹底、現場環境の整備
- ⑤障害木伐倒に係る安全の確保
資格者による作業の徹底、周辺の確認等

(ウ) 安全教育の徹底

- ①現場作業員に対する安全衛生教育
安全作業の徹底、不安全行動の防止
- ②職長等責任者に対する安全衛生教育
安全衛生法の確実な理解、災害防止対策措置、職方の安全管理等

(4) ゼロ災宣言に係る留意事項

企業におけるゼロ災宣言の「強化する取組」項目は、企業の実情、課題等を勘案し、毎年度始めに3項目程度を決定する。

また、現場におけるゼロ災宣言の「強化する取組」項目は、現場開始時の現場の体制、工事内容、課題等を勘案し、3項目程度を決定する。

なお、取組強化項目は、現場の進捗により変更することも可能である。

(例)



安全第一

ゼ ロ 災 宣 言

【取組期間】

平成29年4月 ～ 平成30年3月

【強化する取組】

- ①
- ②
- ③

上記の期間、わが社は、ゼロ災害を達成するため、上記の取組を強化します。

平成 年 月 日

会 社 名

代表者署名

(社長の自署)

このゼロ災宣言は、全ての労働者が一体となって行動するために、事業場及び現場の見やすい場所に必ず掲示してください。

なお、この取組の広がり把握のため、宣言後、建災防山梨県支部あて送付していただくようお願いします。

お問い合わせは山梨労働局 または 各労働基準監督署へ

山梨労働局労働基準部健康安全課 TEL055-225-2855

甲府労働基準監督署 TEL055-224-5617 都留労働基準監督署 TEL0554-43-2195

鵜沢労働基準監督署 TEL0556-22-3181

山梨労働局ホームページ <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>